

意見案第 2 号

T P P 交渉等国際貿易交渉に係る意見書

上記意見案について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び富良野市議会会議規則（昭和 62 年議会規則第 1 号）第 13 条の規定により提出する。

平成 27 年 3 月 13 日

提出者 富良野市議会議員 日 里 雅 至 ⑩

賛成者 同 今 利 一 ⑩

同 同 渋谷 正文 ⑩

同 同 広瀬 寛人 ⑩

同 同 大栗 民江 ⑩

同 同 萩原 弘之 ⑩

同 同 岡野 孝則 ⑩

- 提出先 - 内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、
農林水産大臣、外務大臣、経済産業大臣

ＴＰＰ交渉等国際貿易交渉に係る意見書

ＴＰＰ交渉については、大筋合意に向けて、閣僚会合や首席交渉官会合、日米二国間協議などが断続的に行われている。また、交渉内容については、米の特別輸入枠や牛肉・豚肉の関税引き下げなどが報じられており、引き続き予断を許さない状況が続いている。

ＴＰＰは農業だけの問題ではなく、国民一人ひとりの暮らしや地域社会の将来に極めて大きな禍根を残す問題であり、国民的議論のないまま交渉を進めることは、決して国益にかなうものではない。

このため、多くの国民や道民、地方議会と自治体首長は、ＴＰＰ交渉への参加に反対・慎重な対応を強く求めてきたところである。

よって、政府においては、ＴＰＰ交渉にあたっては、下記の事項を踏まえるよう、強く要望する。

記

- 1 政府は、平成 25 年 4 月の衆参両院農林水産委員会における決議「環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉参加に関する件について」を遵守し、決議が遵守できない場合は、ＴＰＰから脱退すること。
- 2 E P A ・ F T A 等のすべての国際貿易交渉において、重要品目の関税等、必要な国境措置を維持すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 27 年 3 月 19 日

富良野市議会